

フレスポしんかな LED照明器具及び防犯カメラ機器賃貸借（その2） 契約の入札参加者募集要領

1 趣旨

フレスポしんかな施設内のLED照明器具及び防犯カメラ機器の賃貸借（リース）契約を行う事業者を募集する。

2 入札に付する事項

(1) リース機器・数量

LED照明器具 770台

防犯カメラ 66台

※その他 LED 照明器具及び防犯カメラシステムに必要な機器一式を含む

(2) 仕様

別添仕様書による

(3) 賃貸借（リース）期間及び保守期間（予定）

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで（5年間）

(4) 納入場所

フレスポしんかな内の指定した場所

3 入札参加資格及び提出書類

(1) 入札参加資格は、次の資格要件の事項に基づく参加資格を満たす者とする。

① 入札参加資格審査申請が行われる日から過去2年間の間に、国、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする公的団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約（注1）を2回以上にわたり締結し、かつ、これをすべて良好に履行完了又は履行中の者であること。（注1：LED照明器具については数量770台の8割以上、防犯カメラについては数量66台の8割以上の契約を同規模とする）

② 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合又はその者の入札参加資格の再認定がなされた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下、「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下、「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法199条第1項の更正計画の認定の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格審査申請書等の受付期間

令和6年2月20日（火）から同年3月5日（火）正午まで

（ただし土・日・祝日を除く）

受付時間：午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時を除く。3月5日の最終日は正午まで）

(3) 提出書類

本募集要領の別添「入札参加資格審査申請について」による。

(4) 配布及び提出場所並びに問い合わせ先

大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階

大阪府住宅供給公社 管理企画課 施設活用グループ

電話 06-6203-5517

FAX 06-6201-4120

(5) 提出方法

書類の提出については持参によるものとし、電送及び郵送による申請は認めない。

(6) 審査結果の通知

入札参加資格審査の結果、資格がある者には入札参加確認書、入札書を配付する。

4 質問の受付及び現状の確認

(1) 質問の受付期間

令和6年2月20日（火）から同年3月5日（火）正午まで

(2) 質問の方法及び提出方法

入札参加資格審査に合格した者のみ、書面にて行うことができるものとする。提出はFAXにて行う。（必ず着信確認の電話を入れること。）

(3) 回答予定日

令和6年3月8日（金）、公社ホームページに掲載する。

(4) 現状の確認

令和6年2月29日（木）予定 時間・場所は入札参加資格審査に合格した者に通知する。

5 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

提出については持参によるものとし、電送及び郵送による提出は認めない。代表権を有しない者が提出者となるときは委任状を添付すること。

(2) 入札日時

令和6年3月14日（木） 午後3時から

(3) 入札場所

大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル
大阪府住宅供給公社 地下1階 入札室

6 入札方法

入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する金額を公社に支払うものとする。

8 開札日時及び方法等

(1) 開札日時

令和6年3月14日（木） 午後3時から

(2) 開札場所

入札場所と同じ。

(3) 開札方法

入札担当者が開札し、入札結果を発表する。また、開札には入札担当者以外の職員が立会うものとする。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者および虚偽の申請を行った者のした入札、並びに本募集要領において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格のあることが認められた者であっても、入札時点において3（1）に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された金額の100分の110に相当する額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その場でくじ引きにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。また落札者がいない場合は2回に限り再度の入札・開札を行う。

11 契約書

契約については、公社と落札者の両者で協議の上、賃貸借契約書（案）を基に契約書を作成し、契約を締結する。

12 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし契約締結時から過去2年間の間に、国、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする公的団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約（注1）を2回以上にわたり締結し、かつ、これをすべて良好に履行完了又は履行中であることを証する書類の添付された契約保証金免除申請を提出しなければならない。

13 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としての決定を取消すものとする。

- ①落札者が正当な理由なくして、公社の指定する期日までに契約締結の手続きに応じない場合。
- ②3（1）に掲げる資格を失った場合

14 その他

入札参加者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、公社の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げるなど、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

(別紙)

質 問 書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

(FAX 06-6201-4120)

所在地

商号又は名称

担当者名

印

(TEL番号

)

(FAX番号

)

(質 問 内 容)

回答予定日：令和6年3月8日（金）

回答方法：公社HPに掲載する